

日本比較経営学会ニュース

No. 32/2021. 2. 25

発行：日本比較経営学会事務局
612-8577 京都市伏見区深草塚本町 67 番地
龍谷大学経営学部 細川研究室内
Tel/Fax : 075 (645) 8634
e-mail : hosokawa@biz.ryukoku.ac.jp
日本比較経営学会公式サイト <https://www.jacsm.net>

第 46 回全国大会について

すでにご案内の通り、第 46 回全国大会を立命館大学（びわこ・くさつキャンパス）で開催いたします。理事会ならびにプログラム委員会での検討を踏まえて、以下のような概要を決定しました。

【次頁に自由論題・ワークショップの募集の案内を掲載しています】

- ・開催日時：7月30日（金）～8月1日（日）※ 30日は、理事会、委員会、会計監査のみ開催。
- ・開催形態：対面とオンラインの併用 ※ 感染状況によっては、オンラインのみとします。
- ・大会テーマ：「ポスト株主資本主義の経営— ポスト株主資本主義とポストコロナの経営（学）探究 —」
※ 趣意書は、以下を参照。

ポスト株主資本主義の経営

—— ポスト株主資本主義とポストコロナの経営（学）探究 ——

2020年は、人類史的に見て画期をなす年になった。それは言うまでもなく、前年に中国・武漢で始まったとされる新型コロナウイルスが、地球的規模で感染拡大したという事実にもとづいている。新型コロナウイルスの感染拡大は、企業・経営や社会のありように変革を迫るだけでなく、学術の世界にも新しい課題を提起している。

20世紀末以来の30年間を振り返ってみると、株主資本主義にもとづく経営が世界を覆ってきたことを共通認識とすることは大方の理解を得ることができよう。その一方で、株主資本主義がもたらす矛盾は深まり、2019年8月に米ビジネス・ラウンドテーブルが、注目すべき声明を明らかにした。それは、すべてのステークホルダー（顧客、従業員、サプライヤー、地域社会そして株主）の利益になるように会社の目的を再定義するということであった。

このようなもとで、日本比較経営学会もこの3年間における研究を展望しつつ取り組んでいきたい。その焦点は、新型コロナウイルスの感染拡大と株主資本主義の見直し（の萌芽）という現実を踏まえた比較経営研究である。

日本比較経営学会は、1976年に設立されて以降、企業・経営を社会のあり方と関連づけて究明すべく取り組んできた。21世紀の最初の四半世紀において、転換期を迎えたと認識される「企業と社会」について、比較経営（国別、産業別、セクター別、企業別など）からアプローチしていきたい

さしあたり第46回全国大会においては、「ポスト株主資本主義の経営」をテーマとして、株主資本主義の現段階と株主資本主義を超える企業・経営の可能性について議論したい。株主資本主義は営利部門のみならず非営利部門や社会のありようにも大きく影響してきた。その実態を総体的に把握し、その中から生まれつつある新しい企業・経営の可能性を明らかにしていきたい。

【7月31日に開催する自由論題、ワークショップの報告者の募集】

申し込み期日：4月16日（金）とします。

申し込み先：以下の学会事務局宛となります。

612-8577 京都市伏見区深草塚本町67 龍谷大学経営学部 細川孝研究室内

e-mail：hosokawa@biz.ryukoku.ac.jp

申し込み方法：報告者の氏名・所属、報告テーマ、報告の概要（400字程度）をお知らせください。オンラインでの報告の希望はその旨をお知らせください。

学会ウェブサイトに掲載し会員総会でも報告いたしました。以下のような声明を発出いたしました。本来であれば「学会ニュース」No.31に掲載すべきところでしたが、掲載が遅れましたこととお詫びいたします。

任命拒否に抗議する：日本比較経営学会理事会声明

日本学術会議が推薦した新規会員候補者105名のうち6名が、菅義偉総理大臣によって任命を拒否された。日本学術会議は内閣総理大臣の所轄の下、政府から独立して職務を行う「特別の機関」として設立されたものであり、今回の問題はきわめて重大である。

日本学術会議法第7条2項によれば「会員は、第十七条の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する」となっている。第17条は「日本学術会議は、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする」としている。ここでいう、内閣府令とは「日本学術会議会員候補者の内閣総理大臣への推薦手続を定める内閣府令」（平成17年9月1日、内閣府令第93号）である。そこでは「日本学術会議会員候補者の内閣総理大臣への推薦は、任命を要する期日の三十日前までに、当該候補者の氏名及び当該候補者が補欠の会員候補者である場合にはその任期を記載した書類を提出することにより行うものとする」と述べられている。

これらの規定を読むかぎり、内閣総理大臣は、日本学術会議が推薦した者を、任命することはできても、拒否できるということにはならない。菅総理大臣は、10月5日の記者会見で、ただ「総合的、俯瞰的活動を確保する観点から判断した」と述べるのみで、拒否の理由は説明されていない。拒否の理由が過去における思想・信条によるものであるとすると、学問の自由にかかわる問題となる。このことを、当学会理事会は看過できない。

したがって、当学会理事会は、任命拒否の理由を明確にすることを求める。もし過去における思想・信条によるものであれば、学問の自由にかかわる問題となり、直ちに任命拒否を取り消すことを求める。

2020年10月15日

日本比較経営学会理事会